

木下ゼミナール 2000 年度共同研究

法令等順守体制の確立に向けた企業の取り組み(3)完 ——愛媛県下の株式会社を対象とする実態調査——

木 下 崇

- I 調査の目的
- II 調査の方法
- III 調査票の内容（以上、13巻1号）
- IV 集計結果と分析
 - 1. はじめに
 - 2. 単純集計結果と分析（以上、13巻2号）
 - 3. クロス集計結果と分析（以下、本号）
- V おわりに

3. クロス集計結果と分析

以下では、設問相互間のクロス集計を行い、その分析を行う。ただし、各設問のあらゆる組合せについてのクロス集計とその分析を行うのではなく、法令等順守体制の確立に向けた取り組みの差異を検証するために有意と思われる設問の組合せを行うこととする。

(1) コンプライアンス・プログラムの整備状況

まず、コンプライアンス・プログラムの整備状況について分析してみる。主要業種に関する設問とクロス集計を行ってみると、《表18》のような結果が得られた。

これによると、「金融・保険業」を営む企業のうち、88.9%の企業において「コンプライアンス・プログラムがある」とされており、他の業種に比べ大きな差

《表18》コンプライアンス・プログラムの整備状況×主要業種

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|---------------|-------------|-----------|------------|-----------|-----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 農林業・漁業・鉱業 | 8(100.0%) | 0(0.0%) | 7(87.5%) | 1(12.5%) | 0(0.0%) |
| 建設業 | 107(100.0%) | 16(15.0%) | 77(72.0%) | 9(8.4%) | 5(4.7%) |
| 製造業 | 131(100.0%) | 8(6.1%) | 110(84.0%) | 13(9.9%) | 0(0.0%) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 14(100.0%) | 2(14.3%) | 10(71.4%) | 2(14.3%) | 0(0.0%) |
| 運輸・通信業 | 26(100.0%) | 5(19.2%) | 18(69.2%) | 2(7.7%) | 1(3.8%) |
| 卸売・小売業、飲食店 | 132(100.0%) | 6(4.5%) | 108(81.8%) | 14(10.6%) | 4(3.0%) |
| 金融・保険業 | 9(100.0%) | 8(88.9%) | 1(11.1%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 不動産業 | 13(100.0%) | 4(30.8%) | 6(46.2%) | 3(23.1%) | 0(0.0%) |
| サービス業 | 63(100.0%) | 9(14.3%) | 44(69.8%) | 6(9.5%) | 4(6.3%) |
| その他 | 40(100.0%) | 10(25.0%) | 26(65.0%) | 2(5.0%) | 2(5.0%) |
| 無回答 | 2(100.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 2(100.0%) |
| 計 | 545 | 68 | 407 | 52 | 18 |

がある。これは前出の「金融検査マニュアル」の影響によるものであることは明らかである。この他では、「不動産業」の30.8%が目をひく。これに対して、「農林業・漁業・鉱業」を営む企業においては、コンプライアンス・プログラムを策定していると回答された企業はなく、また、「製造業」および「卸売・小売業、飲食店」を営む企業においても、策定されている企業の割合は、他の業種に比べても低い。「製造業」を営む企業においては、ISOの認証取得との関連で何らかの対応を行っている企業がある反面、特に何らの取り組みも行っていないとする企業もあり、ある意味において二極化が進んでいるとも受け止めることができる。

つぎに、資本金階層別分布および直近決算期における売上高とのクロス集計を行った結果得られたのが、それぞれ《表19》、《表20》である。

資本金階層別分布との関連を見てみると、各層との間において目立った差異を見いだすことはできない。強いて挙げるならば「5億円超」の層に属する企業の28.6%がコンプライアンス・プログラムを策定しているとされているが、他に比べサンプル数が少ないとことから、これをもって特徴とするには無理がある

《表19》コンプライアンス・プログラムの策定状況×資本金階層別分布

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|-------------|-------------|-----------|------------|-----------|----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 1千万円以下 | 199(100.0%) | 23(11.6%) | 150(75.4%) | 21(10.6%) | 5(2.5%) |
| 1千万円超～1億円以下 | 310(100.0%) | 39(12.6%) | 230(74.2%) | 29(9.4%) | 12(3.9%) |
| 1億円超～5億円以下 | 27(100.0%) | 4(14.8%) | 20(74.1%) | 2(7.4%) | 1(3.7%) |
| 5億円超 | 7(100.0%) | 2(28.6%) | 5(71.4%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 無回答 | 2(100.0%) | 0(0.0%) | 2(100.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 計 | 545 | 68 | 407 | 52 | 18 |

《表20》コンプライアンス・プログラムの策定状況×直近決算期の売上高

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|---------------|-------------|-----------|------------|-----------|----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 1千万円以下 | 2(100.0%) | 1(50.0%) | 1(50.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 1千万円超～5千万円以下 | 20(100.0%) | 3(15.0%) | 15(75.0%) | 2(10.0%) | 0(0.0%) |
| 5千万円超～1億円以下 | 26(100.0%) | 2(7.7%) | 19(73.1%) | 4(15.4%) | 1(3.8%) |
| 1億円超～5億円以下 | 175(100.0%) | 25(14.3%) | 124(70.9%) | 19(10.9%) | 7(4.0%) |
| 5億円超～10億円以下 | 138(100.0%) | 17(12.3%) | 108(78.3%) | 12(8.7%) | 1(0.7%) |
| 10億円超～50億円以下 | 143(100.0%) | 17(11.9%) | 108(75.5%) | 13(9.1%) | 5(3.5%) |
| 50億円超～100億円以下 | 18(100.0%) | 1(5.6%) | 16(88.9%) | 1(5.6%) | 0(0.0%) |
| 100億円超 | 20(100.0%) | 1(5.0%) | 16(80.0%) | 1(5.0%) | 2(10.0%) |
| 無回答 | 3(100.0%) | 1(33.3%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 2(66.7%) |
| 計 | 545 | 68 | 407 | 52 | 18 |

ようにも思われる。直近決算期における売上高との関連を見てみると、これについても顕著な差異を見いだすことができない。調査の当初、取引機会が多い企業においては、それだけ対処すべき事項が増えることから、コンプライアンス・プログラムの策定がなされているのではないかとも予想された。しかし、むしろ逆の結果さえ見ることができる。もっとも、「50億円超～100億円以下」の層および「100億円超」の層は、いずれも他に比べサンプル数が少ないとから、このように断じることはできないであろう。

では、従業員数との関連ではどうであろうか。従業員数とのクロス集計を行った結果得られたのが《表21》である。

《表21》コンプライアンス・プログラムの策定状況×従業員数

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|---------------|-------------|-----------|------------|-----------|----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 30人未満 | 270(100.0%) | 35(13.0%) | 198(73.3%) | 28(10.4%) | 9(3.3%) |
| 30人以上～50人未満 | 106(100.0%) | 15(14.2%) | 78(73.6%) | 11(10.4%) | 2(1.9%) |
| 50人以上～100人未満 | 92(100.0%) | 8(8.7%) | 73(79.3%) | 9(9.8%) | 2(2.2%) |
| 100人以上～200人未満 | 41(100.0%) | 4(9.8%) | 32(78.0%) | 2(4.9%) | 3(7.3%) |
| 200人以上～300人未満 | 14(100.0%) | 2(14.3%) | 11(78.6%) | 0(0.0%) | 1(7.1%) |
| 300人以上 | 20(100.0%) | 4(20.0%) | 13(65.0%) | 2(10.0%) | 1(5.0%) |
| 無回答 | 2(100.0%) | 0(0.0%) | 2(100.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 計 | 545 | 68 | 407 | 52 | 18 |

これによると、従業員の数による顕著な差異を見いだすことはできない。元来コンプライアンス・プログラムは、各企業の実態に即して策定することが求められる³⁴⁾したがって、従業員が少なければ、策定の必要性が低下するというものではない。その意味においては、予想された結果であるといえる。問題は、策定済企業の割合が小さいところであろう。

《表22》コンプライアンス・プログラムの策定状況×海外企業との取引状況

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|--------------|-------------|-----------|------------|----------|----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 海外企業と取引している | 82(100.0%) | 10(12.2%) | 61(74.4%) | 9(11.0%) | 2(2.4%) |
| 海外企業と取引していない | 455(100.0%) | 56(12.3%) | 343(75.4%) | 42(9.2%) | 14(3.1%) |
| 無回答 | 8(100.0%) | 2(25.0%) | 3(37.5%) | 1(12.5%) | 2(25.0%) |
| 計 | 545 | 68 | 407 | 52 | 18 |

海外企業との取引状況とコンプライアンス・プログラムの策定状況とのクロス集計を行った結果が《表22》である。海外の企業との取引がある場合、当事国の法規制に服する必要もあり、法令等順守体制の確立の必要性は高いようにも思われる。とりわけ、アメリカ合衆国においては、役員や従業員が法令等に

34) 久保利＝菊地前掲5頁参照。

違反した場合、当該企業がコンプライアンス・プログラムをもたなければ、不利益な取扱を被ることもあり、コンプライアンス・プログラム策定の必要性はさらに高まるようにも思われる。ところが《表22》によると、海外の企業との取引を行っているか否かでは、コンプライアンス・プログラム策定状況について顕著な差異を見いだすことができなかつた。また、海外の企業と取引を行っているもののうち、アメリカ合衆国（アメリカを含む）との取引を行っているとの回答が得られた企業は25社であった。この25社のうちコンプライアンス・プログラムを策定しているのは、6社（構成比24.0%）にすぎなかつた³⁵⁾。他の国・地域の企業との取引がある企業におけるコンプライアンス・プログラム策定済企業の割合（7.1%）に比べると格段に高い結果ではあつたが、予測よりは低いものであつた。

つぎに、法令・企業倫理に関する経営方針の有無との関連について見てみたい。

《表23-1》コンプライアンス・プログラムの策定状況×法令・企業倫理に関する経営方針の有無

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|----------------|-------------|-----------|------------|----------|-----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 法令等に関する経営方針がある | 329(100.0%) | 67(20.4%) | 227(69.0%) | 39(9.7%) | 3(0.9%) |
| 法令等に関する経営方針がない | 198(100.0%) | 1(0.5%) | 175(88.4%) | 19(9.6%) | 3(1.5%) |
| 無回答 | 18(100.0%) | 0(0.0%) | 5(27.8%) | 1(5.6%) | 12(66.7%) |
| 計 | 545 | 68 | 407 | 52 | 18 |

《表23-2》コンプライアンス・プログラムの策定状況×経営方針の存在形式

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|---------------|-------------|-----------|------------|-----------|----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 何らかの形で文章化している | 238(100.0%) | 59(24.8%) | 159(66.8%) | 18(7.6%) | 2(0.8%) |
| 全く文章化していない | 75(100.0%) | 2(2.7%) | 61(81.3%) | 12(16.0%) | 0(0.0%) |
| 無回答 | 16(100.0%) | 6(37.5%) | 7(43.8%) | 2(12.5%) | 1(6.3%) |
| 計 | 329 | 67 | 227 | 32 | 3 |

35) これに対して、「コンプライアンス・プログラムがない」と回答された企業は、15社（構成比60.0%）、「わからない」と回答された企業は4社（構成比16.0%）であった。

《表23-1》によると、「法令等に関する経営方針がある」と回答された企業の20.4%が、「コンプライアンス・プログラムがある」と回答されている。また《表23-2》によると、「法令等に関する経営方針」について「何らかの形で文章化している」と回答された企業の24.8%が、コンプライアンス・プログラムを策定していた。多くの企業で法令等に対する経営方針が定められており、その大部分が「何らかの形で文章化されている」ことについては、《表9-1》および《表9-2》により既に指摘した通りである。これらから、法令等に関する経営方針を持つものの、コンプライアンス・プログラムを策定していないという企業が多いことが明らかである。もっとも、多くの企業においてあるとされる経営方針がどのような内容のものであるかについて明らかでなく、また前述の通り、コンプライアンス・プログラムは各企業の実態に即して策定されるべきものであることから、この数値をもって体制整備についての取り組みが不十分なものであると断じることはできないであろう。

(2) コンプライアンス・マニュアルの整備状況

つぎに、コンプライアンス・マニュアルの整備状況について分析してみる。主要業種に関する設問とのクロス集計の結果得られたのが、《表24》である。

コンプライアンス・プログラムの整備状況と同様に、「金融・保険業」を営む企業の77.8%が整備済と他の業種に比べ体制作りが進んでいることがわかる。この他では、「運輸・通信業」の53.8%、「不動産業」の30.8%というところが注目される。「運輸・通信業」については、業法あるいは国際的ルールに対応する必要性から、マニュアルを整備しているとの回答が散見された。これらがいずれも法令等順守に向けた取り組みである点について疑いはないが、今回の調査において想定されていた「マニュアル」といえるかについては明らかではない。これに対して「農林業・漁業・鉱業」を営む企業においては「コンプライアンス・マニュアルがある」と回答された企業がないことは、コンプライアンス・プログラムの場合と同様である。

《表24》コンプライアンス・マニュアルの整備状況×主要業種

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|---------------|-------------|-----------|------------|----------|-----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 農林業・漁業・鉱業 | 8(100.0%) | 0(0.0%) | 7(87.5%) | 1(12.5%) | 0(0.0%) |
| 建設業 | 107(100.0%) | 18(16.8%) | 78(72.9%) | 7(6.5%) | 4(3.7%) |
| 製造業 | 131(100.0%) | 14(10.7%) | 105(80.2%) | 9(6.9%) | 3(2.3%) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 14(100.0%) | 2(14.3%) | 12(85.7%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 運輸・通信業 | 26(100.0%) | 14(53.8%) | 12(46.2%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 卸売・小売業、飲食店 | 132(100.0%) | 18(13.6%) | 101(76.5%) | 6(4.5%) | 7(5.3%) |
| 金融・保険業 | 9(100.0%) | 7(77.8%) | 2(22.2%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 不動産業 | 13(100.0%) | 4(30.8%) | 6(46.2%) | 3(23.1%) | 0(0.0%) |
| サービス業 | 63(100.0%) | 14(22.2%) | 41(65.1%) | 3(4.8%) | 5(7.9%) |
| その他 | 40(100.0%) | 13(32.5%) | 22(55.0%) | 2(5.0%) | 3(7.5%) |
| 無回答 | 2(100.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 2(100.0%) |
| 計 | 545 | 104 | 386 | 31 | 24 |

つぎに、資本金階層別分布とのクロス集計を行った結果えられたのが《表25》であり、直近決算期における売上高とのクロス集計を行った結果得られたのが、《表26》である。

《表25》コンプライアンス・マニュアルの整備状況×資本金階層別分布

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|-------------|-------------|-----------|-------------|-----------|----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 1千万円以下 | 199(100.0%) | 32(16.1%) | 147(73.9%) | 12(6.0%) | 8(4.0%) |
| 1千万円超～1億円以下 | 310(100.0%) | 61(19.7%) | 218(70.3%) | 16(5.2%) | 15(4.8%) |
| 1億円超～5億円以下 | 27(100.0%) | 7(25.9%) | 16(59.3%) | 3(11.1%) | 1(3.7%) |
| 5億円超 | 7(100.0%) | 4(57.1%) | 3(42.9%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 無回答 | 2(100.0%) | 0(0.0%) | 2(100.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 計 | 545 | 104 | 386 | 31 | 24 |

《表25》によると、「5億円超」の層に属する企業の57.1%が、「コンプライアンス・マニュアルがある」と回答されている点が注目される。しかし、サンプル数が少ないとことから、有意な差異を見いだすにはいたらないところは、コンプライアンス・プログラムにつき指摘した点と同様である。また、《表26》に

《表26》コンプライアンス・マニュアルの整備状況×直近決算期における売上高

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|---------------|-------------|-----------|------------|-----------|----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 1千万円以下 | 2(100.0%) | 1(50.0%) | 0(0.0%) | 1(50.0%) | 0(0.0%) |
| 1千万円超～5千万円以下 | 20(100.0%) | 5(25.0%) | 12(60.0%) | 1(5.0%) | 2(10.0%) |
| 5千万円超～1億円以下 | 26(100.0%) | 1(3.8%) | 22(84.6%) | 2(7.7%) | 1(3.8%) |
| 1億円超～5億円以下 | 175(100.0%) | 35(20.0%) | 122(69.7%) | 10(5.7%) | 8(4.6%) |
| 5億円超～10億円以下 | 138(100.0%) | 27(19.6%) | 102(73.9%) | 7(5.1%) | 2(1.4%) |
| 10億円超～50億円以下 | 143(100.0%) | 27(18.9%) | 100(69.9%) | 8(5.6%) | 8(5.6%) |
| 50億円超～100億円以下 | 18(100.0%) | 2(11.1%) | 14(77.8%) | 2(11.1%) | 0(0.0%) |
| 100億円超 | 20(100.0%) | 5(25.0%) | 14(70.0%) | 0(0.0%) | 1(5.0%) |
| 無回答 | 3(100.0%) | 1(33.3%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 2(66.7%) |
| 計 | 545 | 104 | 386 | 31 | 24 |

見られる通り、直近決算期における売上高についても、コンプライアンス・プログラムの整備状況と同様の傾向が見られる。取引機会が多い企業においては、それに伴うリスクに備えるためにも、コンプライアンス・マニュアルの整備が進んでいるのではないかとも予想されたが、これを裏付ける結果は得られなかつた。

では、従業員数との関連ではどうであろうか。従業員数とのクロス集計を行った結果得られたのが《表27》である。

《表27》コンプライアンス・マニュアルの整備状況×従業員数

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|---------------|-------------|-----------|-------------|-----------|----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 30人未満 | 270(100.0%) | 48(17.8%) | 195(72.2%) | 17(6.3%) | 10(3.7%) |
| 30人以上～50人未満 | 106(100.0%) | 21(19.8%) | 74(69.8%) | 6(5.7%) | 5(4.7%) |
| 50人以上～100人未満 | 92(100.0%) | 17(18.5%) | 63(68.5%) | 4(4.3%) | 8(8.7%) |
| 100人以上～200人未満 | 41(100.0%) | 7(17.1%) | 31(75.6%) | 3(7.3%) | 0(0.0%) |
| 200人以上～300人未満 | 14(100.0%) | 4(28.6%) | 9(64.3%) | 0(0.0%) | 1(7.1%) |
| 300人以上 | 20(100.0%) | 7(35.0%) | 12(60.0%) | 1(5.0%) | 0(0.0%) |
| 無回答 | 2(100.0%) | 0(0.0%) | 2(100.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 計 | 545 | 104 | 386 | 31 | 24 |

コンプライアンス・プログラムは、コンプライアンス・マニュアルにより具

体化され、企業内における教育・研修を通じて徹底されることになる³⁶⁾とするならば、業務内容にも関係するとはいえるが、コンプライアンス・マニュアルの整備は、従業員数の多い企業ほどその必要性は増すではないか、と予想していた。《表27》によると、「200人以上～300人未満」および「300人以上」に属する企業が他に比べ、「コンプライアンス・マニュアルがある」と回答された企業がやや多い。この限りにおいては、予想に反するものではなかった。もっとも、全体として整備が進んでいないのは、コンプライアンス・プログラムの場合と同様である。

《表28》コンプライアンス・マニュアルの整備状況×海外企業との取引状況

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|--------------|-------------|-----------|------------|-----------|-----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 海外企業と取引している | 82(100.0%) | 19(23.2%) | 56(68.3%) | 5(6.1%) | 2(2.4%) |
| 海外企業と取引していない | 455(100.0%) | 83(18.2%) | 327(71.9%) | 25(5.5%) | 20(4.4%) |
| 無回答 | 8(100.0%) | 2(25.0%) | 3(37.5%) | 1(12.5%) | 2(25.0%) |
| 計 | 545 | 104 | 386 | 31 | 24 |

海外企業との取引状況との関係について見てみたのが、《表28》である。これによると、海外企業との取引がある企業のうち「コンプライアンス・マニュアルがある」と回答された企業が23.2%であるのに対して、海外企業との取引がない企業のうち「コンプライアンス・マニュアルがある」と回答された企業は18.2%であった。コンプライアンス・プログラムの整備に関するところで述べたのと同様の理由から、海外企業との取引のある企業の方が、法令等順守体制整備の必要性は高く、コンプライアンス・マニュアルの整備もより進んでいるのではないかと考えていた。数値としては、予想通りであったが、その差は思いのほか小さいものであった。なお、主要な取引先としてアメリカ合衆国(アメリカを含む)を挙げられた企業のうち、40.0%が「コンプライアンス・マニュ

36) 久保利=菊地前掲5頁参照。

アルがある」と回答された。コンプライアンス・マニュアルの整備状況についても、「アメリカ合衆国」との取引がある企業の方が、他の国または地域と取引がある企業よりも、より進んでいることも明らかとなつた³⁷⁾。

つぎに、法令・企業倫理に関する経営方針の有無との関連についての結果が《表29-1》である。

《表29-1》コンプライアンス・マニュアルの整備状況×法令・企業倫理に関する経営方針の有無

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|----------------|-------------|------------|------------|----------|-----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 法令等に関する経営方針がある | 329(100.0%) | 100(30.4%) | 204(62.0%) | 17(5.2%) | 8(2.4%) |
| 法令等に関する経営方針がない | 198(100.0%) | 4(2.0%) | 178(89.9%) | 13(6.6%) | 3(1.5%) |
| 無回答 | 18(100.0%) | 0(0.0%) | 4(22.2%) | 1(5.6%) | 13(72.2%) |
| 計 | 545 | 104 | 386 | 31 | 24 |

《表29-2》コンプライアンス・マニュアルの整備状況×経営方針の存在形式

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|---------------|-------------|-----------|------------|----------|----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 何らかの形で文章化している | 238(100.0%) | 88(37.0%) | 131(55.0%) | 13(5.5%) | 6(2.5%) |
| 全く文章化していない | 75(100.0%) | 4(5.3%) | 66(88.0%) | 4(5.3%) | 1(1.3%) |
| 無回答 | 16(100.0%) | 8(50.0%) | 7(43.8%) | 0(0.0%) | 1(6.3%) |
| 計 | 329 | 100 | 204 | 17 | 8 |

「法令や企業倫理に関する経営方針がある」と回答された企業のうちで、「コンプライアンス・マニュアルがある」と回答された企業は、30.4%であった。

37) 主要な取引先として「アメリカ合衆国」を挙げられた企業は25社あり、そのうち10社が「コンプライアンス・マニュアルがある」と回答された。「コンプライアンス・マニュアルがない」と回答された企業は12社(構成比48.0%),「わからない」と回答された企業は1社(構成比4.0%),無回答は2社(構成比8.0%)であった。これに対して、海外企業と取引関係を有する企業のうち、主要な取引先として「アメリカ合衆国」を含まない企業は56社であった。このなかで、「コンプライアンス・マニュアルがある」と回答された企業は9社(構成比16.1%),「コンプライアンス・マニュアルがない」と回答された企業は43社(構成比76.8%),「わからない」と回答された企業は4社(構成比7.1%)であった。

これは、「コンプライアンス・プログラムがある」と回答された企業よりもやや多い(《表23-1》参照)。また、この経営方針の存在形式との関係を示す《表29-2》によれば、「何らかの形で文章化している」と回答された企業のうち37.0%が「コンプライアンス・マニュアルがある」と回答している。この数値も「コンプライアンス・プログラムがある」と回答された企業よりも大きい。

「法令や企業倫理に関する経営方針がある」と回答された企業の方が、「ない」と回答された企業よりもコンプライアンス・マニュアルの整備が進んでいることは明らかであるが、未整備の割合も依然として大きい。また、経営方針について「何らかの形で文章化している」と回答された企業の方が、「全く文章化していない」と回答された企業よりもコンプライアンス・マニュアルの整備が進んでいたことは、予想された通りであった。

(3) 専門部署の設置状況

法令等順守体制を整えるにあたって、専門部署の設置が取りざたされるが、この設置状況との関係について見ていきたい。まず、主要業種との関係についてクロス集計の結果得られたのが《表30》，資本階層別分布との関係についてク

《表30》 専門部署の設置状況×主要業種

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|---------------|-------------|-----------|-------------|----------|-----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 農林業・漁業・鉱業 | 8(100.0%) | 0(0.0%) | 8(100.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 建設業 | 107(100.0%) | 10(9.3%) | 94(87.9%) | 2(1.9%) | 1(0.9%) |
| 製造業 | 131(100.0%) | 13(9.9%) | 112(85.5%) | 4(3.1%) | 2(1.5%) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 14(100.0%) | 2(14.3%) | 12(85.7%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 運輸・通信業 | 26(100.0%) | 3(11.5%) | 22(84.6%) | 1(3.8%) | 0(0.0%) |
| 卸売・小売業、飲食店 | 132(100.0%) | 9(6.8%) | 117(88.6%) | 2(1.5%) | 4(3.0%) |
| 金融・保険業 | 9(100.0%) | 8(88.9%) | 1(11.1%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 不動産業 | 13(100.0%) | 1(7.7%) | 11(84.6%) | 1(7.7%) | 0(0.0%) |
| サービス業 | 63(100.0%) | 10(15.9%) | 49(77.8%) | 1(1.6%) | 3(4.8%) |
| その他 | 40(100.0%) | 7(17.5%) | 28(70.0%) | 1(2.5%) | 4(10.0%) |
| 無回答 | 2(100.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 2(100.0%) |
| 計 | 545 | 63 | 454 | 12 | 16 |

ロス集計の結果得られたのが《表31》，直近決算期の売上高との関係についてクロス集計の結果得られたのが《表32》である。

《表31》専門部署の設置状況×資本金階層別分布

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|-------------|-------------|-----------|-------------|----------|----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 1千万円以下 | 199(100.0%) | 12(6.0%) | 180(90.5%) | 2(1.0%) | 5(2.5%) |
| 1千万円超～1億円以下 | 310(100.0%) | 40(12.9%) | 249(80.3%) | 10(3.2%) | 11(3.5%) |
| 1億円超～5億円以下 | 27(100.0%) | 6(22.2%) | 21(77.8%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 5億円超 | 7(100.0%) | 5(71.4%) | 2(28.6%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 無回答 | 2(100.0%) | 0(0.0%) | 2(100.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 計 | 545 | 63 | 454 | 12 | 16 |

《表32》専門部署の設置状況×直近決算期における売上高

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|---------------|-------------|-----------|------------|----------|----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 1千万円以下 | 2(100.0%) | 1(50.0%) | 1(50.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 1千万円超～5千万円以下 | 20(100.0%) | 2(10.0%) | 18(90.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 5千万円超～1億円以下 | 26(100.0%) | 0(0.0%) | 24(92.3%) | 1(3.8%) | 1(3.8%) |
| 1億円超～5億円以下 | 175(100.0%) | 11(6.3%) | 155(88.6%) | 4(2.3%) | 5(2.9%) |
| 5億円超～10億円以下 | 138(100.0%) | 13(9.4%) | 119(86.2%) | 4(2.9%) | 2(1.4%) |
| 10億円超～50億円以下 | 143(100.0%) | 25(17.5%) | 110(76.9%) | 3(2.1%) | 5(3.5%) |
| 50億円超～100億円以下 | 18(100.0%) | 2(11.1%) | 16(88.9%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 100億円超 | 20(100.0%) | 8(40.0%) | 11(55.0%) | 0(0.0%) | 1(5.0%) |
| 無回答 | 3(100.0%) | 1(33.3%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 2(66.7%) |
| 計 | 545 | 63 | 454 | 12 | 16 |

《表30》によると，コンプライアンス・プログラムおよびコンプライアンスマニュアルの整備状況と同様の傾向が見られ，「金融・保険業」の88.9%が突出している。他方，その他の業種では，ほぼ80%程度の企業において，コンプライアンスのための専門部署が設置されていないことがわかる。コンプライアンス・プログラムの整備については，「金融・保険業」に次いで進んでいた「不動産業」や，コンプライアンス・マニュアルの整備が比較的進んでいた「運輸・通信業」においては，専門部署の設置についてはそれほどの取り組みがなされ

ていないうようである。また、《表 31》によると、資本金の大きい企業ほど専門部署の設置が進んでいることが明らかとなった。《表 32》においてもおおむね類似の傾向が見られる。

《表33》 専門部署の設置状況×従業員数

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|---------------|-------------|-----------|-------------|----------|----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 30人未満 | 270(100.0%) | 17(6.3%) | 240(88.9%) | 5(1.9%) | 8(3.0%) |
| 30人以上～50人未満 | 106(100.0%) | 14(13.2%) | 89(84.0%) | 1(8.3%) | 2(1.9%) |
| 50人以上～100人未満 | 92(100.0%) | 13(14.1%) | 71(77.2%) | 3(25.0%) | 5(5.4%) |
| 100人以上～200人未満 | 41(100.0%) | 6(14.6%) | 34(82.9%) | 1(8.3%) | 0(0.0%) |
| 200人以上～300人未満 | 14(100.0%) | 6(42.9%) | 6(42.9%) | 1(8.3%) | 1(7.1%) |
| 300人以上 | 20(100.0%) | 7(35.0%) | 12(60.0%) | 1(8.3%) | 0(0.0%) |
| 無回答 | 2(100.0%) | 0(0.0%) | 2(100.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 計 | 545 | 63 | 454 | 12 | 16 |

つぎに、従業員数との関係について、クロス集計の結果得られたのが《表 33》である。今回の調査において、従業員規模の小さな企業においては、コンプライアンスのための専門部署を設置することは困難なのではないかとの予測があった。《表 33》によると、まさにその通りの結果が見られ、従業員数に応じて専門部署の設置割合が増加している³⁸⁾。これは、そのような部署の設置が可能であるとともに、必要性も増す結果ではないかと思われる。後述のように、従業員数が増えれば、それらに対する組織的な指導・教育体制の整備は不可欠であり、その中で専門部署の設置も必要となるからである。

では、コンプライアンス・プログラムおよびコンプライアンス・マニュアルの整備状況との関係はどうであろうか。コンプライアンス・プログラムの整備状況とのクロス集計の結果得られたのが《表 34》であり、コンプライアンス・マニュアルの整備状況とのクロス集計の結果得られたのが《表 35》である。

コンプライアンス・プログラムやコンプライアンス・マニュアルを整備し、

38) 小規模企業における現状を示すものとして、「従業員規模にて 50 名以下の企業は総務部的な部署を設置できる余裕はないと感じます」(建設業)との意見が寄せられている。

《表34》専門部署の設置状況×コンプライアンス・プログラムの整備状況

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|-------------------|-------------|-----------|------------|----------|-----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| コンプライアンス・プログラムがある | 68(100.0%) | 32(47.1%) | 34(50.0%) | 1(1.5%) | 1(1.5%) |
| コンプライアンス・プログラムがない | 407(100.0%) | 29(7.1%) | 374(91.9%) | 3(0.7%) | 1(0.2%) |
| わからない | 52(100.0%) | 1(1.9%) | 42(80.8%) | 7(13.5%) | 2(3.8%) |
| 無回答 | 18(100.0%) | 1(5.6%) | 4(22.2%) | 1(5.6%) | 12(66.7%) |
| 計 | 545 | 63 | 454 | 12 | 16 |

《表35》専門部署の設置状況×コンプライアンス・マニュアルの整備状況

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|-------------------|-------------|-----------|------------|----------|-----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| コンプライアンス・マニュアルがある | 104(100.0%) | 43(41.3%) | 57(54.8%) | 3(2.9%) | 1(1.0%) |
| コンプライアンス・マニュアルがない | 386(100.0%) | 16(4.1%) | 366(94.8%) | 2(0.5%) | 2(0.5%) |
| わからない | 31(100.0%) | 2(6.5%) | 23(74.2%) | 6(19.4%) | 0(0.0%) |
| 無回答 | 24(100.0%) | 2(8.3%) | 8(33.3%) | 1(4.2%) | 13(54.2%) |
| 計 | 545 | 63 | 454 | 12 | 16 |

組織的な取り組みを行っている企業においては、専門部署が設置されている企業の割合も高い。《表34》によれば、「コンプライアンス・プログラムがある」と回答された企業の47.1%が、「専門部署がある」と回答している。また《表35》によると、「コンプライアンス・マニュアルがある」と回答している企業の41.3%が、「専門部署がある」と回答している。いずれも高い設置状況を示すものであるが、「専門部署がない」と回答された企業が過半数を占め、多い点にも注目が必要と思われる。

(4) 指導・教育の実施状況

コンプライアンス・プログラムやコンプライアンス・マニュアルが整備されたとしても、その内容について教育研修を実施し企業全体に徹底されなければ、十分な体制が整備されたとはいえないであろう。³⁹⁾以下では、役員や従業員に対

39) 久保利=菊地前掲5頁参照。

する法令・企業倫理に関する指導・教育の実施状況との関係について見ていきたい。《表36》は、法令・企業倫理に関する指導・教育の実施状況と主要業種との関係についてクロス集計の結果得られたものである。

《表36》指導・教育の実施状況×主要業種

| 選択項目 | 総計 | 行っている | 行っていない | 無回答 |
|---------------|-------------|------------|-----------|-----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 農林業・漁業・鉱業 | 8(100.0%) | 4(50.0%) | 3(37.5%) | 1(12.5%) |
| 建設業 | 107(100.0%) | 71(66.4%) | 35(32.7%) | 1(0.9%) |
| 製造業 | 131(100.0%) | 73(55.7%) | 56(42.7%) | 2(1.5%) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 14(100.0%) | 8(57.1%) | 6(42.9%) | 0(0.0%) |
| 運輸・通信業 | 26(100.0%) | 21(80.8%) | 5(19.2%) | 0(0.0%) |
| 卸売・小売業、飲食店 | 132(100.0%) | 81(61.4%) | 47(35.6%) | 4(3.0%) |
| 金融・保険業 | 9(100.0%) | 9(100.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 不動産業 | 13(100.0%) | 11(84.6%) | 2(15.4%) | 0(0.0%) |
| サービス業 | 63(100.0%) | 41(65.1%) | 18(28.6%) | 4(6.3%) |
| その他 | 40(100.0%) | 27(67.5%) | 11(27.5%) | 2(5.0%) |
| 無回答 | 2(100.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 2(100.0%) |
| 計 | 545 | 346 | 183 | 16 |

これによると、「金融・保険業」を営む企業のすべてが、法令・企業倫理に関する指導教育を行っていると回答されたほか、他の業種においても過半数の企業が、何らかの指導・教育を行っていることが明らかである。具体的にどのような内容で行われているのか、また業種間の特色や各業界内での取り組みについても興味の持たれるところである。

つぎに、資本金階層との関係および直近決算期における売上高との関係について見てみる。《表37》は法令・企業倫理に関する指導・教育の実施状況と資本金階層別分布との関係を表したものである。これによると、資本金の増加にしたがい、「指導・教育を実施している」と回答された企業の割合が増えていることがわかる。また、直近決算期における売上高との関係を示した《表38》においても、同様の傾向を見ることができる。

では、従業員数との関係についてはどうであろうか。従業員数とのクロス集

《表37》指導・教育の実施状況×資本金階層別分布

| 選択項目 | 総計 | 行っている | 行っていない | 無回答 |
|-------------|-------------|-------------|-----------|----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 1千万円以下 | 199(100.0%) | 102(51.3%) | 90(45.2%) | 7(3.5%) |
| 1千万円超～1億円以下 | 310(100.0%) | 215(69.4%) | 86(27.7%) | 9(2.9%) |
| 1億円超～5億円以下 | 27(100.0%) | 20(74.1%) | 7(25.9%) | 0(0.0%) |
| 5億円超 | 7(100.0%) | 7(100.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 無回答 | 2(100.0%) | 2(100.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 計 | 545 | 346 | 183 | 16 |

《表38》指導・教育の実施状況×直近決算期における売上高

| 選択項目 | 総計 | 行っている | 行っていない | 無回答 |
|---------------|-------------|------------|-----------|----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 1千万円以下 | 2(100.0%) | 1(50.0%) | 1(50.0%) | 0(0.0%) |
| 1千万円超～5千万円以下 | 20(100.0%) | 9(45.0%) | 11(55.0%) | 0(0.0%) |
| 5千万円超～1億円以下 | 26(100.0%) | 14(53.8%) | 11(42.3%) | 1(3.8%) |
| 1億円超～5億円以下 | 175(100.0%) | 100(57.1%) | 67(38.8%) | 8(4.6%) |
| 5億円超～10億円以下 | 138(100.0%) | 86(62.3%) | 51(37.0%) | 1(0.7%) |
| 10億円超～50億円以下 | 143(100.0%) | 105(73.4%) | 35(24.5%) | 3(2.1%) |
| 50億円超～100億円以下 | 18(100.0%) | 14(77.8%) | 4(22.2%) | 0(0.0%) |
| 100億円超 | 20(100.0%) | 16(80.0%) | 3(15.0%) | 1(5.0%) |
| 無回答 | 3(100.0%) | 1(33.3%) | 0(0.0%) | 2(66.7%) |
| 計 | 545 | 346 | 183 | 16 |

計の結果得られたのが《表39》である。

《表39》によると、「200人以上～300人未満」および「300人以上」の層に属する企業における実施状況が、他の層に比べ進んでいることがわかる。しかし、他の層においても60%程度の企業において法令・企業倫理に関する指導・教育が実施されている。従業員数が多くなれば、それだけ組織的な取り組みが必要となるものと考えられる。ところが、この結果によれば、企業規模との関連については明確な傾向を読みとることはできなかった。他方、《表37》および《表38》においては、一定の傾向が見られることから、取引規模の拡大に伴い、指導・教育の必要性が増大するのかも知れない。この点については、今回の調査

《表39》指導・教育の実施状況×従業員数

| 選択項目 | 総計 | 行っている | 行っていない | 無回答 |
|---------------|-------------|------------|------------|----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 30人未満 | 270(100.0%) | 155(57.4%) | 106(39.3%) | 9(3.3%) |
| 30人以上～50人未満 | 106(100.0%) | 73(68.9%) | 30(28.3%) | 3(2.8%) |
| 50人以上～100人未満 | 92(100.0%) | 61(66.3%) | 28(30.4%) | 3(3.3%) |
| 100人以上～200人未満 | 41(100.0%) | 27(65.9%) | 14(34.1%) | 0(0.0%) |
| 200人以上～300人未満 | 14(100.0%) | 12(85.7%) | 1(7.1%) | 1(7.1%) |
| 300人以上 | 20(100.0%) | 16(80.0%) | 4(20.0%) | 0(0.0%) |
| 無回答 | 2(100.0%) | 2(100.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 計 | 545 | 346 | 183 | 16 |

結果では、断定することは困難と思われる。

さて、法令等順守体制の整備に向けた取り組みとの関係についてはどうであろうか。コンプライアンス・プログラムの整備状況との関係を表したのが《表40》であり、コンプライアンス・マニュアルの整備状況との関係を表したのが《表41》，法令・企業倫理に関する経営方針の有無との関係を表したのが《表42》である。

《表41》および《表42》によると、「コンプライアンス・プログラムがある」または「コンプライアンス・マニュアルがある」と回答された企業のほとんどが、「役員や従業員に対して法令や企業倫理に関する指導・教育を行っている」と回答されている。法令等順守体制の確立に向けた企業の取り組みの一環として、指導・教育が実施されていることが見て取れる。他方、「コンプライアンス・

《表40》指導・教育の実施状況×コンプライアンス・プログラムの整備状況

| 選択項目 | 総計 | 行っている | 行っていない | 無回答 |
|-------------------|-------------|------------|------------|-----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| コンプライアンス・プログラムがある | 68(100.0%) | 67(98.5%) | 1(1.5%) | 0(0.0%) |
| コンプライアンス・プログラムがない | 407(100.0%) | 238(58.5%) | 166(40.8%) | 3(0.7%) |
| わからない | 52(100.0%) | 37(71.2%) | 14(26.9%) | 1(1.9%) |
| 無回答 | 18(100.0%) | 4(22.2%) | 2(11.1%) | 12(66.7%) |
| 計 | 545 | 346 | 183 | 16 |

《表41》指導・教育の実施状況×コンプライアンス・マニュアルの整備状況

| 選択項目 | 総計 | 行っている | 行っていない | 無回答 |
|-------------------|-------------|------------|------------|-----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| コンプライアンス・マニュアルがある | 104(100.0%) | 100(96.2%) | 4(3.8%) | 0(0.0%) |
| コンプライアンス・マニュアルがない | 386(100.0%) | 215(55.7%) | 168(43.5%) | 3(0.8%) |
| わからない | 31(100.0%) | 21(67.7%) | 9(29.0%) | 1(3.2%) |
| 無回答 | 24(100.0%) | 10(41.7%) | 2(8.3%) | 12(50.0%) |
| 計 | 545 | 346 | 183 | 16 |

《表42》指導・教育の実施状況×法令・企業倫理における経営方針の有無

| 選択項目 | 総計 | 行っている | 行っていない | 無回答 |
|----------------|-------------|------------|------------|-----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 法令等に関する経営方針がある | 329(100.0%) | 283(86.0%) | 44(13.4%) | 2(0.6%) |
| 法令等に関する経営方針がない | 198(100.0%) | 59(29.8%) | 136(68.7%) | 3(1.5%) |
| 無回答 | 18(100.0%) | 4(22.2%) | 3(16.7%) | 11(61.1%) |
| 計 | 545 | 346 | 183 | 16 |

「プログラムがない」あるいは「コンプライアンス・マニュアルがない」と回答された企業の過半数についても、「指導・教育を行っている」と回答されている。これについては、法令・企業倫理に関する経営方針の有無との関係に注目したい。《表42》によると、この「法令・企業倫理に関する経営方針がある」と回答された企業の86.0%が、「指導・教育を行っている」と回答している。他方「法令・企業倫理に関する経営方針がない」と回答された企業において「指導・教育を行っている」と回答された企業は29.8%に過ぎない。これによると、今回の調査において当初念頭に置いていたような、明確な意図に基づいた法令等順守体制の整備とはかわりなく、「法令や企業倫理に関する経営方針がある」ことから、これを実践するための「指導・教育を行っている」企業も多く存在すると見ることもできるのではないだろうか。それぞれの企業において、その事業規模や特性に応じた体制作りと評価ができるかも知れないが⁴⁰⁾、これで十分

40) 大和銀行株主代表訴訟第一審判決大阪地判平12・9・20判時1721号3頁〔32頁〕参照。

《表43》指導・教育の実施状況×専門部署の設置状況

| 選択項目 | 総計 | 行っている | 行っていない | 無回答 |
|---------|-------------|------------|------------|----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 専門部署がある | 63(100.0%) | 62(98.4%) | 1(1.6%) | 0(0.0%) |
| 専門部署がない | 454(100.0%) | 270(59.5%) | 180(39.6%) | 4(0.9%) |
| わからない | 12(100.0%) | 10(83.3%) | 2(16.7%) | 0(0.0%) |
| 総計 | 545(100.0%) | 346(63.5%) | 183(33.6%) | 16(2.9%) |
| 計 | 545 | 346 | 183 | 16 |

であるのかについては、さらなる調査が必要と思われる。なお、《表43》は、専門部署の設置状況との関係を表したものである。これによると、「専門部署がある」と回答された企業のほとんどが「指導・教育を実施している」ことが明らかであるが、「専門部署がない」企業においても60%近くの企業が「指導・教育を実施している」と回答されている。ここにも、同様の傾向を見ることができる。

(5) チェック体制の整備状況

「役員や従業員の業務が法令に合致するかをチェックする仕組みを備えているか」との関係について検討してみる。主要業種との関係について、クロス集計の結果得られたのが《表44》であり、資本金階層別分布とのクロス集計の結果得られたのが《表45》，直近決算期における売上高とのクロス集計の結果得られたのが《表46》である。

《表44》によると、「金融・保険業」のほか、「不動産業」、「サービス業」、「運輸・通信業」を営む企業のうち、50%程度の企業においてチェック体制が整備されていることがわかる。この数値は、コンプライアンス・プログラムの整備状況やコンプライアンス・マニュアルの整備状況に比べ高いものである。対消費者問題あるいは関連業法との関係で意識の高い業種であることも窺われる。⁴¹⁾

41) この傾向は、「不動産業」、「サービス業」、「運輸・通信業」のいずれについても見られる。

《表44》チェック体制の整備状況×主要業種

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|---------------|-------------|-----------|-----------|----------|-----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 農林業・漁業・鉱業 | 8(100.0%) | 1(12.5%) | 6(75.0%) | 1(12.5%) | 0(0.0%) |
| 建設業 | 107(100.0%) | 36(33.6%) | 65(60.7%) | 4(3.7%) | 2(1.9%) |
| 製造業 | 131(100.0%) | 41(31.3%) | 82(62.6%) | 6(4.6%) | 2(1.5%) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 14(100.0%) | 4(28.6%) | 10(71.4%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 運輸・通信業 | 26(100.0%) | 13(50.0%) | 12(46.2%) | 1(3.8%) | 0(0.0%) |
| 卸売・小売業、飲食店 | 132(100.0%) | 51(38.6%) | 73(55.3%) | 2(1.5%) | 6(4.5%) |
| 金融・保険業 | 9(100.0%) | 8(88.9%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 1(11.1%) |
| 不動産業 | 13(100.0%) | 8(61.5%) | 5(38.5%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| サービス業 | 63(100.0%) | 37(58.7%) | 21(33.3%) | 1(1.6%) | 4(6.3%) |
| その他 | 40(100.0%) | 21(52.5%) | 17(42.5%) | 0(0.0%) | 2(5.0%) |
| 無回答 | 2(100.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 2(100.0%) |
| 計 | 545 | 220 | 291 | 15 | 19 |

《表45》チェック体制の整備状況×従業員数

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|---------------|-------------|-----------|-------------|----------|----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 30人未満 | 270(100.0%) | 95(35.2%) | 158(58.5%) | 8(3.0%) | 9(3.3%) |
| 30人以上～50人未満 | 106(100.0%) | 41(38.7%) | 57(53.8%) | 3(2.8%) | 5(4.7%) |
| 50人以上～100人未満 | 92(100.0%) | 46(50.0%) | 41(44.6%) | 1(1.1%) | 4(4.3%) |
| 100人以上～200人未満 | 41(100.0%) | 20(48.8%) | 20(48.8%) | 1(2.4%) | 0(0.0%) |
| 200人以上～300人未満 | 14(100.0%) | 9(64.3%) | 3(21.4%) | 1(7.1%) | 1(7.1%) |
| 300人以上 | 20(100.0%) | 9(45.0%) | 10(50.0%) | 1(5.0%) | 0(0.0%) |
| 無回答 | 2(100.0%) | 0(0.0%) | 2(100.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 計 | 545 | 220 | 291 | 15 | 19 |

つぎに、従業員数との関係について表したのが《表45》である。これによると、おおよそ従業員数の増加にしたがいチェック体制の整備も進んでいるようと思われる。従業員数が増加すれば、それだけ組織的な体制作りが求められるということの反映であると思われる。

それでは、法令等順守体制の整備状況との関係ではどうであろうか。コンプライアンス・プログラムの整備状況とのクロス集計の結果得られたのが《表46》であり、コンプライアンス・マニュアルの整備状況とのクロス集計の結果得ら

れたのが《表47》，法令・企業倫理に関する経営方針の有無とのクロス集計の結果

《表46》チェック体制の整備状況×コンプライアンス・プログラムの整備状況

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|-------------------|-------------|------------|------------|-----------|-----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| コンプライアンス・プログラムがある | 68(100.0%) | 53(77.9%) | 13(19.1%) | 0(0.0%) | 2(2.9%) |
| コンプライアンス・プログラムがない | 407(100.0%) | 144(35.4%) | 255(62.7%) | 4(1.0%) | 4(1.0%) |
| わからない | 52(100.0%) | 22(42.3%) | 19(36.5%) | 10(19.2%) | 1(1.9%) |
| 無回答 | 18(100.0%) | 1(5.6%) | 4(22.2%) | 1(5.6%) | 12(66.7%) |
| 計 | 545 | 220 | 291 | 15 | 19 |

《表47》チェック体制の整備状況×コンプライアンス・マニュアルの整備状況

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|-------------------|-------------|------------|------------|----------|-----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| コンプライアンス・マニュアルがある | 104(100.0%) | 80(76.9%) | 23(22.1%) | 0(0.0%) | 1(1.0%) |
| コンプライアンス・マニュアルがない | 386(100.0%) | 120(31.1%) | 257(66.6%) | 5(1.3%) | 4(1.0%) |
| わからない | 31(100.0%) | 12(38.7%) | 10(32.3%) | 9(29.0%) | 0(0.0%) |
| 無回答 | 24(100.0%) | 8(33.3%) | 1(4.2%) | 1(4.2%) | 14(58.3%) |
| 計 | 545 | 220 | 291 | 15 | 19 |

《表48》チェック体制の整備状況×法令・企業倫理に関する経営方針の有無

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|----------------|-------------|------------|------------|----------|-----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 法令等に関する経営方針がある | 329(100.0%) | 179(54.4%) | 137(41.6%) | 7(2.1%) | 6(1.8%) |
| 法令等に関する経営方針がない | 198(100.0%) | 39(19.7%) | 150(75.8%) | 7(3.5%) | 2(1.0%) |
| 無回答 | 18(100.0%) | 2(11.1%) | 4(22.2%) | 1(5.6%) | 11(61.1%) |
| 計 | 545 | 220 | 291 | 15 | 19 |

結果得られたのが《表48》である。

《表46》および《表47》によれば、コンプライアンス・プログラムおよびマニュアルを整備している企業においては、その80%近くがチェック体制を整備している。反面20%程度の企業については、チェック体制が整備されていない。このような企業においては、法令等順守体制の実効性を確保する何らかの手だ

てが講じられていなければ、せっかくのプログラムやマニュアルも画餅となってしまう。また、《表48》によると、法令・企業倫理に関する「経営方針がある」と回答された企業のうち、40%を超える企業においてチェック体制が整備されていない。これらの企業についても同様のことがいえるであろう。

法令・企業倫理に関する指導・教育の実施状況との関係を表している《表49》によると、「指導・教育を行っている」と回答された企業においても、約40%がチェック体制を整備していない。指導・教育の実効性を高めるためにも、チエッ

《表49》チェック体制の整備状況×指導・教育の実施状況

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|--------------|-------------|------------|------------|----------|-----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 指導・教育を行っている | 346(100.0%) | 192(55.5%) | 139(40.2%) | 10(2.9%) | 5(1.4%) |
| 指導・教育を行っていない | 183(100.0%) | 27(14.8%) | 149(81.4%) | 5(2.7%) | 2(1.1%) |
| 無回答 | 16(100.0%) | 1(6.3%) | 3(18.8%) | 0(0.0%) | 12(75.0%) |
| 計 | 545 | 220 | 291 | 15 | 19 |

《表50》チェック体制の整備状況×専門部署の設置状況

| 選択項目 | 総計 | ある | ない | わからない | 無回答 |
|---------|-------------|------------|------------|----------|-----------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 専門部署がある | 63(100.0%) | 58(92.1%) | 3(4.8%) | 0(0.0%) | 2(3.2%) |
| 専門部署がない | 454(100.0%) | 153(33.7%) | 286(63.0%) | 11(2.4%) | 4(0.9%) |
| わからない | 12(100.0%) | 7(58.3%) | 1(8.3%) | 4(33.3%) | 0(0.0%) |
| 無回答 | 16(100.0%) | 2(12.5%) | 1(6.3%) | 0(0.0%) | 13(81.3%) |
| 計 | 545 | 220 | 291 | 15 | 19 |

ク体制の整備が必要ではないだろうか。

専門部署の設置状況とのクロス集計の結果得られたのが《表50》である。これによると、「専門部署がある」と回答された企業の92.1%において、チェック体制が整備されていることがわかる。《表16》によると、法令等順守体制の確立や推進に関する事項を、専門部署の業務内容とされた企業は50%程度である。また、「指導・教育の実施」も57.1%の企業に過ぎない。この点からも、《表14—2》

に見られる通り、現在のチェック体制としては「役員や従業員の相互」によるチェックが大部分を占め、専門部署の役割は小さいものであることが裏付けられることになった。

(6) 小括

これまで法令等順守体制の構築状況について、どのような要素が影響を与えるのか、また法令等順守体制の構築がすすんでいる企業の特色はどのようなものであるのか、を見てきた。この結果、「主要業種」によりもっとも顕著な差を見いだすことができた。《表51》によると、コンプライアンス・プログラムおよびマニュアルの双方を整備している企業は60社であり、全体の11%にすぎなかった。この中で、「金融・保険業」を営む企業における体制構築の進み具合が群を抜く。《表52》も同様である。このように、「金融・保険業」を営む企業のほかは、これから体制が整えられていくものと思われる。

他方、組織上の体制作りとはかかわりなく、法令・企業倫理に関する指導・教育は広く実施されているとの印象を受ける。法令等の順守は、役員・従業員

《表51》コンプライアンス・プログラムおよびマニュアルの整備状況×主要業種

| 選択項目 | 総計 | コンプライアンス・プログラムがある | コンプライアンス・マニュアルがある | プログラムおよびマニュアルがある |
|---------------|-------------|-------------------|-------------------|------------------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 農林業・漁業・鉱業 | 8(100.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 建設業 | 107(100.0%) | 16(15.0%) | 18(16.8%) | 13(12.1%) |
| 製造業 | 131(100.0%) | 8(6.1%) | 14(10.7%) | 8(6.1%) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 14(100.0%) | 2(14.3%) | 2(14.3%) | 1(7.1%) |
| 運輸・通信業 | 26(100.0%) | 5(19.2%) | 14(53.8%) | 5(19.2%) |
| 卸売・小売業・飲食店 | 132(100.0%) | 6(4.5%) | 18(13.6%) | 5(3.8%) |
| 金融・保険業 | 9(100.0%) | 8(88.9%) | 7(77.8%) | 7(77.8%) |
| 不動産業 | 13(100.0%) | 4(30.8%) | 4(30.8%) | 4(30.8%) |
| サービス業 | 63(100.0%) | 9(14.3%) | 14(22.2%) | 7(11.1%) |
| その他 | 40(100.0%) | 10(25.0%) | 13(32.5%) | 10(25.0%) |
| 無回答 | 2(100.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 計 | 545 | 68 | 104 | 60 |

《表52》専門部署の設置状況×コンプライアンス・プログラムおよびマニュアルの整備状況×主要業種

| 選択項目 | 総計 | コンプライアンス・プログラムがあり専門部署がある | コンプライアンス・マニュアルがあり専門部署がある | プログラムおよびマニュアルがあり専門部署がある |
|---------------|-------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|
| | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) | 回答数(構成比) |
| 農林業・漁業・鉱業 | 8(100.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 建設業 | 107(100.0%) | 6(5.6%) | 7(6.5%) | 5(4.7%) |
| 製造業 | 131(100.0%) | 2(1.5%) | 6(4.6%) | 2(1.5%) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 14(100.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 運輸・通信業 | 26(100.0%) | 2(7.7%) | 3(11.5%) | 2(7.7%) |
| 卸売・小売業、飲食店 | 132(100.0%) | 6(4.5%) | 5(3.8%) | 2(1.5%) |
| 金融・保険業 | 9(100.0%) | 8(88.9%) | 7(77.8%) | 7(77.8%) |
| 不動産業 | 13(100.0%) | 1(7.7%) | 1(7.7%) | 1(7.7%) |
| サービス業 | 63(100.0%) | 5(7.9%) | 7(11.1%) | 4(6.3%) |
| その他 | 40(100.0%) | 6(15.0%) | 7(17.5%) | 6(15.0%) |
| 無回答 | 2(100.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) |
| 計 | 545 | 68 | 43 | 29 |

それぞれによるところも大きい。とりわけ、企業トップのコンプライアンスの重要性に関する理解と、指導・教育の徹底の重要性については既に指摘されているところである。⁴²⁾現在のところ、愛媛県下の各企業においては、組織的整備のなかで、指導・教育体制の整備が進められているわけではない企業も見受けられる。今後は、各企業の必要性に応じて、チェック体制の整備とともに組織化が求められることもあると思われる。

V おわりに

今回の調査において、「金融・保険業」を営む企業以外では、どれほど法令等順守体制の確立に向けた取り組みがなされているのか、またその意識があるのかについては、全く未知数であった。むしろ、「まだまだこれからの問題であろう」との予測をしていた。この予測はそれほど大きく外れたわけではない。し

42) 久保利=菊地前掲10頁参照。

かし、各企業の認識については、予想以上に高いものであった。「法令等の順守に関する取り組み」について尋ねた、問13に対する回答にも現れている通りである。

大和銀行株主代表訴訟事件第一審判決以来、コーポレート・ガバナンスおよびコンプライアンス体制の構築とそれに向けた制度の整備の必要性が指摘されている⁴³⁾。この要請は当然のものである。しかし、これらに対する認識や対応の必要性を理解しながらも、十分な対応が困難であるとの現実も浮き彫りにされた。法整備、制度整備にあたっては、これらの現実に応えうるものであることが必要となろう。

最後に、今回の調査にご協力いただいた各位に感謝の意を表し、報告を終えることとしたい。

[付記] 本稿は、松山大学平成13年度特別研究助成による研究成果の一部である。

43) 判時1721号5頁参照。